

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立老田保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 6 年 5 月 10 日(契約日)～ 令和 7年 2月 7日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成 28 年度)

1. 概評

◇特に評価の高い点

【チームおいだの共有力と子どもの健やかな育ちへの取組】

職員は子どもとしっかり向き合い、子どもの姿を見ることを大切に保育を行っている。玄関壁面の大きなスペースに、保育の中での子どもたちのエピソードをハート形の画用紙に記入したり、ドキュメンテーション(写真、コメント等)を作成したり「つたえたいこどものすがた」として紹介している。その製作を通して、保育士の子どもの見る観察力・理解力が養われている。また、玄関フロアには、保健計画・食育計画・災害時対応訓練・交通安全指導等の取組について「今月の目標」「活動内容・子どもの活動」を踏まえ、見やすく紹介している。保育所での様子についても職員は保護者等に細かに伝えることを意識して、保育サービスを提供している。チームとして子どもの姿を共有し、ともに支えていく思いが職員ヒアリングや利用者・職員アンケートからも伝わってくる。

【職員のあたたかな眼差しの下でのキャッチフレーズの実現】

地域のグリーンキーパーの方の協力を得て花壇づくりを行い、花の生長を共に喜び、自然豊かな環境にも恵まれ、子どもたちの感性が豊かに育まれている。「子どもが第一」の実践として、「子どもの笑顔」をキーワードに職員が同じ方向性をもち保育に取り組んでいる。遊戯室では、お店屋さんごっこが展開されており、子どもの自主的な発想で行われ、日を追うごとに楽しいものに発展している。子どもは店主になりきったり、商品を買ったりする事でいきいきと遊ぶ姿が見られ、「げんきいっぱい たのしさいっぱい おいだっこパワーでなかよくレッツトライ!」のキャッチフレーズが生きている。

◇改善を求められる点

【苦情や要望、意見が述べやすい仕組みと公表】

苦情解決の体制は確立され、保護者等に重要事項説明書等で周知はされているが、十分に機能しているとは言い難い。苦情解決の仕組みを十分に活用し、保育の質の向上に役立てるためには、苦情箱の設置環境への配慮や、積極的な呼びかけなどの取組が望まれる。貴重な意見や苦情については、可能な限り公表し、広く情報提供に努め、保育の質の向上の一環と捉える保育所の取組に期待したい。

【地域の中での保育所の役割と取組】

コロナ禍で、地域との交流が滞っている状態が続いたが、少しずつ以前のように交流活動を取り戻している。今般、災害の危険性が取りざたされ、小学校や、近隣の社会資源の理解と協力の下、災害訓練の必要性が注視されている。各種訓練は、保育所独自で行われており、今後は近隣施設等への協力を求め、体制の構築に期待したい。地域の中の保育所として、子どもと職員の安全を守る早期の取組が望まれる。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審するにあたり、資料を確認したり取りまとめたりすることで、保育運営をしていく上での視点や重点について再確認できました。また、保育所の課題に向き合い、全職員で保育の質の向上に取り組むよい機会となりました。特に、子ども理解に努め、保育士の関わりや環境について話し合うことで、職員が同じ思いで子どもに関わり、保育を進めることの大切さについて改めて再確認することができました。評価機関からの評価・ご助言は、今まで気付かなかった視点も多く、今後保育運営をしていく上での大きな学びとなりました。

たくさんの学びを形にしていくことができるよう、職員一同力を合わせ、できることから一つずつ取り組んでいきたいと思います。

最後になりましたが、今回の第三者評価受審に際し、ご尽力いただきました評価機関の皆様、利用者アンケートにご協力いただきました保護者の皆様に、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㊦・c
<コメント> 『富山市基本理念』に基づき、保育理念が掲げられている。全職員には、年度初めに職場会議で説明の上書面を配付している。また、朝のミーティングにおいて、理念・方針・目標を読み上げ意識を持って保育に向き合うことを大切にしている。保護者等へは「重要事項説明書」及び「単年度事業計画」を配付、入所説明会や４月の保育参観時に説明し、周知を図っている。玄関フロアには「保育理念」「保育方針」「保育目標」と共に子どもたちのキャッチフレーズもイラストを加えながら掲示している。地域向けに「おいだっこ通信」を年４回発行、回覧し、小学校や地区センター、町内会等約８８ヶ所へ配布している。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㊦・c
<コメント> 富山市は『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心安全な保育を提供するため『第２期富山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、そこに分析状況及び取組・方策を示している。全国保育協議会発行の保育情報誌等を職員へ回覧し、保育事業の動向把握に努めている。毎年富山市作成の『保育所要覧』調査に協力し、利用児童の校区内外の利用・家族状況を把握している。公設公営保育所のため、富山市として全体像を把握しており保育所としては校区利用率８０％であり、ここ数年利用者は減少傾向にあることを認識している。		
③	Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・㊦・c
<コメント> 公設公営保育所であり、設置主体である富山市より基準に応じた利用者の決定とその運営に		

必要な予算及び人員配置が行われている。保育所では、保育内容や保育環境、設備整備や人材育成について現状を把握し、問題点や課題について職場会議や年齢別会議で検討し、改善に向けた取組や富山市への提案を進めている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 中・長期計画は『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「老田保育所 中長期事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定している。年度初めに所長、副所長、主査で、中長期事業計画の見直しを行い「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の拠点としての役割等」の4項目の視点で施策を追加・修正後、職員に説明、配布し、共通理解を図っている。今後は、時期や数値目標をより具体的に示し、職員全員参加の下、達成状況の評価が行える仕組みの構築に期待したい。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 「老田保育所 中長期事業計画」に基づき「令和6年度 単年度事業計画」が年度当初に策定されている。今年度の取組を「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」4項目で示し、具体的に実施計画を明記している。また、令和5年度の保育に関する振り返りを含め、次に必要な学びの内容を検討し「園内研修」「年齢別保育目標」を盛り込んでいる。年長児の子どもたちと「どんな保育所を目指すか」について話し合い、令和6年度子どもたちのキャッチフレーズも記載している。作成した事業計画は、中長期事業計画同様、年度初めに職員及び利用者等に説明、配付し周知している。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント> 事業計画は、年度初めに職員と前年度の事業を振り返り、保護者等からのアンケートをもとに、利用者と職員の思いを取入れ、所長、副所長、主査で策定している。作成された計画内容は、実行性を持たせるため、年間計画表へ落とし込み事務室に掲示している。しかし、計画表に実施された項目をマーカーで記す、追加事項を記入し可視化しているものの、進捗状況や具体的な取組内容、評価（時期を含む）についての記録は確認できない。今後は、事業計画の実施状況の把握や評価・見直しが連続性のある記録として保管される仕組み等を検討し、次期計画へ反映するための取組に期待したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント>		

保護者等には「重要事項説明書」「令和6年度 単年度事業計画書」を配付、入所説明会や保育参観の機会に説明し、共通理解を図っている。「令和6年度 単年度事業計画」には「保育所テーマ」「保育理念」「保育方針」「保育目標」「年齢別保育目標」「保育運営」「危機・安全管理」「人材育成」「地域の保育所」「園内研修」子どもたちのキャッチフレーズを明記している。また「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」等に行事や自園研修等について紹介し、玄関フロアに活動内容を掲示することで、事業内容が保護者等へ伝わるよう工夫している。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント> 平成28年度に続き2度目の第三者評価を受審し、質の向上に向けた取組を継続している。令和6年6月に、所長、副所長、主査が第三者評価項目全ての自己評価を、他職員は保育内容評価項目について自己評価を実施している。その他『保育ガイドライン・チェックリスト』を用いて自己評価を年2回実施、共に集計し職員へフィードバックしている。また、保育所内での研修に注力しており、研修テーマを「子どもが遊び込める環境と保育士の関わり」とし、年間計画を作成し組織的に取組んでいることが研修記録から確認できる。今後は第三者評価の計画的な実施に加え、結果分析から改善に向けた取組等が、組織的にPDCAサイクルを継続して実施させていくことに期待したい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> 第三者評価における自己評価では、集計された結果について職場会議や年齢別会議等で、保育所課題やその改善について検討が行われている。『保育のガイドライン・チェックリスト』実施後、評価結果をもとに自己課題を明確にして、職員それぞれが次回評価まで改善に努めているところである。今後は『保育のガイドライン・チェックリスト』自己評価及び第三者評価の結果分析等を中長期及び単年度事業計画、各種マニュアル等に反映させて組織的に質の向上に向けた取組が機能していくことを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞ 保育施設を見てまわり周囲の環境、保育所ハード及びソフト両側面から状況把握に努めている。それらを踏まえ、年度初めの職場会議において、富山市の『教育・保育方針』と併せて、自身の保育に対する思いを全職員に伝えている。所長（管理者）の役割については、職務分担表に明記し全職員に分担表を配付、表明している。災害・事故時等は「災害・事故対応マニュアル」に基づき、所長の指示に従うこととしているが、所長不在の場合は、副所長への報告・連絡・相談を行うことが明記されている。今後は、所長の役割と責任や方針等について、広報誌等を活用し広く関係者や住民、保護者等へも表明していくことに期待したい。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 所長は、富山市主催の園長・所長研修や、所長・園長部会等において、遵守すべき法令について指導を受けたり、学び合いを行ったりしている。年度初めの自園研修では、所長が担当者となり『コンプライアンスチェックシート』を配付し、公務員倫理について職員と学ぶ機会を設けている。併せて、子ども基本法について伝え、人権について考え『人権チェックリスト』による自己評価にも取り組んでいる。今後は、保育にとって必要な法令等について、職員の理解度を確認する仕組みづくりにも期待したい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞ 所長は、職場会議や3歳以上児会議、3歳未満児会議、朝のミーティングに極力出席し運営状況、職員及び利用者の状態の把握に努めている。また、子ども理解を深める取組として「子どものいろいろな姿を発見してみよう！ 捉えてみよう！」と職員に呼び掛け、ハート形の画用紙に子どものエピソードを紹介、玄関フロアに掲示し保護者等と共有している。職員と同じ目線に立って保育実践に努め「これだから、保育が楽しい！」と感じながら、保育と向き合えることを目指し指導している。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞ 公設公営の為、経営状況や財務分析については保育所単位では行われていない。効率よく仕事を行うために、事務室にホワイトボードで保育内容と勤務状況を可視化し、業務をアシストしやすくする工夫に取り組んでいる。また、職場会議では、事前に検討課題を示し、話しや		

すい雰囲気づくりや時間を有効に使うように配慮している。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<コメント> 公設公営であり、富山市担当課より在籍人数に応じ適切な人員が配置されている。人材の確保としては、富山市が策定した『第2期 富山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、事業の見直しを行いながら利用者数を見据え、正規職員及び会計年度職員の採用計画が作成されている。富山市は『富山市職員採用案内2024』として、具体的な内容が紹介された『保育士採用案内』を作成し、近隣の保育士・幼稚園教諭養成校等で説明したり、関係機関へ配布するほか、定着に関しては、20・30代の保育士及び教諭を対象に『いつでもどこでもお悩み相談室』を富山市担当課が設置し、気軽になんでも相談できる取組が実施されている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 運営主体である富山市が人事管理のために『人事異動調査』『業績評価』『自己申告』を導入、人事評価が担当課長や所長が中心となり職員への面談やモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性が確保される評価となるよう工夫している。また、処遇においても昇任、昇格基準が明確になっており、目標をもって就業できる環境がある。職員は『富山市教育・保育方針』に明文化された『望ましい職員像』についても周知している。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ b ・c
<コメント> 富山市は、毎週水曜日を『さわやかナイスデー』月末の金曜日を『さわやかフライデー』としてノー残業デーを奨励し、業務で使用するパソコンにもそのタイトルが表示、視覚から伝わる工夫が実施され、職員の定時帰宅を促している。所長は、職員と年間4回の面談を計画し、保育のこと、家庭のことなど、話せる機会を大切にしている。職員の心身の健康を確保するため『ストレスチェック』の実施、希望や必要があれば富山市庁内の『こころの相談室』で臨床心理士による相談も可能である。随時、特別休暇や年次有給休暇取得希望を聞き、調整している。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市の業績評価に基づいて、正規職員は年2回『業績評価書』にて、目標・行動計画・達		

成度・自己点検評定等を用いて明確にしており、所長は面談時にそれらと日々の保育に向き合う姿勢や成果等を併せて助言するよう心がけている。会計年度職員も年2回『人事評価記録書』に目標・達成状況・自己申告等を明記している。期末の所長面談では、全職員の進捗状況を把握しながら、目標達成に向け助言と評価をしている。評価をする際には、それぞれの成果についても認めるよう配慮している。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞ 富山市は保育関連分野において分類された、教育・保育に関する研修計画の基本方針を作成しており『望まれる職員像』を7項目示している。「令和6年度 単年度事業計画」に研修による人材育成が明記され、富山市担当課の『令和6年度 保育所・認定こども園職員研修計画』に基づいた研修や、新規採用研修、主任研修、新任主査研修、新任主幹研修等、職務に応じた研修、各種団体（全国保育士会、富山県保育士会、富山県保育連絡協議会等）の研修等に参加している。富山市保育のガイドラインに保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』で、保育実践に必要とする知識・技能等を考慮した研修計画の作成・実施が行われている。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞ 富山市は職員それぞれに『富山市保育所職員研修受講履歴表』で5年間の研修履修内容を管理している。保育所では、その情報を基に年齢、経験、担当内容、希望等を踏まえ研修の年間計画を作成している。また、キャリアアップ研修や富山県保育士会や富山県保育連絡協議会等の研修案内を回覧し、参加を促している。研修受講後には、研修成果として「具体的実施計画」を作成、その後「1か月後の自己評価」を記入する様式に沿って、学びを業務に反映するよう工夫している。また、研修内容を職場会議で伝達することで、自身の学びを確認する機会としている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞ 富山市は『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』を作成し、実習生等の受け入れを推進している。保育所では「実習生受け入れマニュアル」「保育実習のしおり」を作成し、副所長が窓口となり目的に応じた実習や体験学習を受け入れている。専門職種ごとに、学校側が作成したマニュアルと実習内容をもとに、実習プログラムを準備している。実習期間中も学校側と連携しながら、安全に実習が遂行できるよう配慮している。実習生を受け入れる職員は「実習生受け入れマニュアル」に沿って、指導のポイントや実習生の育成等について理解し、実習生一人ひとりのねらいや意向を確認しながら実習指導を行っている。令和6年7月には、実習受入を行っている養成校から富山市への依頼を受け、保育実習のねらいを伝える「はじめての保育実習～充実した実習にするために～」と題した講義を所長が実施している。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント> 富山市はホームページ『育サポとやま』を展開し、保育所情報に加え第三者評価受審状況、妊娠から子育てに関する一連の情報と併せて掲載している。第三者評価については、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』での通知や富山県社会福祉協議会のホームページで公表されていることを知らせている。富山市は、子育て事業に関する予算及び決算等、財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。保護者等には、保育に関する取組を「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」で配付するほか、玄関フロアを活用し情報提供に努めている。地域に向けて、地域だより「おいだっこ通信」を年4回発行し、小学校及び地区センター、地域へ回覧し、保育所運営の状況を地域へ発信している。 今後は、事業所単年度計画や事業報告等の情報公開も検討されたい。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当される。その扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら、所長が責任者となり富山市の庶務事務マニュアルに基づき適正な出納管理を行っている。適正な運営のため備品管理・時間外勤務・給食費・延長料金等について、富山市監査委員事務局より定期的に監査が実施され、指摘事項があれば改善を図っている。また、業務上知りえた情報の取り扱い、守秘義務等についても職員には書面で同意を得るほか『コンプライアンスシート』を導入し、公務員としての立場と責任についての研修にも取り組んでいる。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 地域との交流を広げる取組は「中長期事業計画」に「地域の拠点としての役割等」として「単年度計画」には「地域との交流」として記載されている。 地域との交流では、年長児が寺院の花まつりへ出向き、歌を披露したり、長寿者をたたえる会では踊りを披露している。また、老田地区健康づくり展へ、年長児の作品を出展すること等を通して交流に努めている。毎年地域のグリーンキーパーと一緒に花壇づくりを行っており、花壇活動を通して地域の方と子どもたちが触れ合う機会になっている。今年度は、富山		

市・県主催の花壇コンクールで受賞している。地域だより「おいだっこ通信」を年4回発行し、保育所理解と連携を大事にしている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉔・c
<コメント> 富山市担当課作成の『保育のガイドライン』にボランティア等の受け入れに対する基本姿勢が明記されており、独自のマニュアルも作成されている。また富山市担当課において中学校へのキャリア教育についての要項が作成されており、要望があれば中学校へ出向き、保育士という職業を紹介している。『14歳の挑戦』や近くの小学校5年生との交流も実施しており、地域の社会資源として保育所の役割を果たしている。『シニア保育サポーター事業について』の資料が富山市担当課で整備されており、今年度は複数名の新規登録があり、保育所の環境整備や保育に使用する手作り教材の作成等に協力を得ている。ボランティア受け入れについては、保育所だよりや玄関掲示等で保護者等に説明を行っている。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㉔・c
<コメント> 子どもにより良い保育を提供するために必要となる関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、一覧表とし職員が活用しやすい場所に設置されている。緊急時の対応に関わるものは赤い台紙で識別される等、視覚からわかるように工夫されている。小学校連絡協議会の委員に所長が委嘱されており、定期的に会合を通し情報交換が行われている。また交通安全協会支部の会合に出席し、地域・高齢者・子どもの交通安全について情報共有している。現在、関係機関と連携し、要保護児童対策協議会で対応する体制を整えている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉔・c
<コメント> 小学校の連絡協議会に参加、地域の役員との交流や会話を通し、地域のニーズ把握に努めている。今年度から親子サークルが廃止となり未就園児を持つ保護者との交流が図られないため、地区センターに保育所見学についてのパンフレットを設置してもらい、保育所見学に来所した方に対して、質問・相談等に丁寧に対応しニーズの掘り起こしに努めている。今後は、地域の保護者等や子どもが自由に参加できる機会等を設けたり、気軽に相談できる事業等を考案したりして、地域に開かれた保育所の取組に期待したい。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉔・c
<コメント> 交通安全協会の行事に参加し、春・秋の交通安全運動の挨拶を行う等、交通安全の推進に協力している。地域の機関と連携しながら様々な交流活動は実施しているが、公益的な活動において保育所がもつ専門的な知識や技術の提供は十分ではない。今後は、保育所がもつ専門性が地域ニーズに還元されることを期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 「保育理念」「保育方針」「保育目標」に子どもを尊重した基本姿勢が明示されており、毎日朝のミーティングで読み上げて確認をし、常に意識するように努めている。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を全職員が実施し、振り返りを行い職員間で検討している。まず、各クラスで気づきについて話し合い、職場会議等で発表し職員で周知をしている。11月に2回目のチェックを行い、前回の課題を踏まえどのように変わったかの確認を行う予定である。子どもが互いを尊重する心を育てるため、日頃から子どもの良いところを十分に認め、他の子どもたちにもそれを伝えるよう意識し、互いの良さに気づくよう配慮している。また、性差への先入観なく、好きな色や遊び等、自分で選んで楽しめるようにしている。外国籍の子どもの利用に際しては、富山市でガイドラインが作成されている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 子どものプライバシー保護に関する規定、マニュアルは、整備され職員間で周知している。プール遊び、水遊びの着替えの際は、外部から見えないようにビニールシートやすだれ等で工夫している。おむつ交換は、パーテーションを設置しプライバシーが保護されるように配慮している。プール遊び、水遊びの写真は、プライバシー保護のために『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』での配信を控えることや、ラッシュガードの着用を推奨し、保護者等に案内している。保護者等には、プライバシー保護に関することや個人情報の取り扱いを「重要事項説明書」で説明し周知している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<コメント> 利用希望者に向けた保育情報は、富山市ホームページの他リーフレット等で得られるようになっている。利用希望者や見学者に対してパンフレットを渡し、所長や副所長が対応をしている。地区センターに保育所のパンフレットを設置してもらい、地域の方に保育所の情報提供ができるようにしている。見学者の質問に丁寧に答え、また、保護者等が求めている保育情報を的確に伝えるよう努めている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<コメント> 保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め富山市担当課で決定した認定内容を		

保護者等に伝えている。書類の記入の仕方について『保育所入所のご案内』の冊子をもとに分かりやすく説明したり、記入例をつけたりして知らせている。保育の開始・変更時は「重要事項説明書」を用いて入所説明会や保育参観時に説明し、必要に応じて個別に丁寧に対応している。保育時間の開始（標準時間から短時間への変更等）や延長保育等については、富山市担当課からの通知や書類を渡し、分かりやすく説明している。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 転所の際は、転所先に健康診断記録表等を渡し、必要に応じて子どもの育ち等に関する記録を送付する等、保育の継続に努めている。保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について口頭で知らせていたが、今年度からは、内容を文書にし、詳しく案内することを予定している。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 子どもの思いが保育に取り入れられ、子どもの満足につながるよう、年度初めに年長児が中心となり、今年度のキャッチフレーズ「げんきいっぱい たのしさいっぱい おいだっこパワーでなかよくレッツトライ！」を考案している。職員は子どもの思いに寄り添い、子どもの姿からやりたい遊びが十分に楽しむことができる関わりや環境づくりに努め、子ども中心の保育に向けて取組んでいる。保護者等に対し、利用者満足を把握するため、保育参観、運動会、発表会等の行事後のアンケートを実施し、2月には保育アンケートを予定している。そのほか、個別懇談会を行い、保護者等の意向や要望について把握し、改善につなげている。また、昨年度のアンケートの結果を受け、保育所での子どもの様子や案内について、掲示板のみでなく、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』でも配信するように改善している。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
＜コメント＞ 「重要事項説明書」に明記するとともに、玄関に苦情受付システムについて掲示しており保護者等に周知を行っている。意見箱と意見要望用の記入用紙を玄関スペースに設置している。苦情等保育所内で解決できない問題が生じた際には、富山市が設置している第三者委員に諮る体制が整っており、保護者等に周知している。意見箱設置場所が職員室からよく見える場所や、保護者等の動線から離れた場所であること等から、設置場所の工夫が望ましい。苦情内容に関する検討内容や対応策は保護者等にフィードバックをしているが、今後、苦情内容や解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで公表することに期待する。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
＜コメント＞ 玄関に意見箱、個別相談申し込み票（日・時間・相談したい相手等）を設置し、いつでも相		

談、意見が述べられる体制を整えている。また、普段から保護者等とのコミュニケーションを図るように心がけ、気軽に相談、意見を述べられる関係づくりに努めている。相談の際、相談室が個別にないため、外部から目立ちにくく空いている部屋を利用している。相談室の設置と環境づくりを保護者等に周知し、安心して相談しやすい環境の整備に期待したい。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉓・c
＜コメント＞ 保護者等からの相談は、個人面談や連絡帳、日頃のコミュニケーション等で把握、各クラスで対応し所長、副所長、職員で共有するようにしている。また、担任が受けた相談や意見の内容は、マニュアルに沿い、適切な対応に務めているが、必要に応じて所長や副所長がサポートしている。相談内容については、速やかに対応するように心がけ、検討に時間がかかる内容については、その旨を保護者等に伝え承諾してもらっている。保護者等とのコミュニケーションを積極的にもつことで、話しやすい雰囲気づくりにつながることを期待したい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 富山市の『保育所危機管理対応要領』に基づき、独自に「安全管理マニュアル」を作成している。所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとして危機管理対策を行っている。保育の中で危険な場面があった場合は、ヒヤリハット報告書を作成し、迅速に改善策を講じるようにしている。また、全職員に報告書を回覧し周知を行い、再発防止に努めている。ヒヤリハットマップは写真入りで廊下に掲示しており、保護者等も危険場所を把握でき事故防止につながっている。毎年、富山市担当課主催の危機管理対応研修を受講しており、内容は研修報告を通し職員全体に情報共有がされている。保育所内外の安全点検を月2回実施しており、2か月に1回、各年齢で事故防止チェックリストを実施し、安全な保育環境づくりに取り組んでいる。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 富山市の『保育所危機管理対応要領』に基づき独自で「健康管理マニュアル」を作成している。必要に応じ「ほけんのしおり」や『保育所における感染症対策のガイドライン』を確認しながら安全確保に努めている。マニュアルは、各保育室に設置し、職員が随時確認できるようにしている。玄関に保健情報として毎月の保健計画、ほけんだより、定期予防接種スケジュール、子どもの症状を見るポイント、保育所等で流行しやすい感染症及び登所のめやす、日々の感染症状況について保護者等に情報提供をしている。また、体調のすぐれない子どもがいた場合は、個別に保護者等に感染症状況を伝えるようにしている。感染症の予防対策として、日頃から手洗い・うがいを励行し遊具の消毒、室内の換気に努めている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・㉓・c
＜コメント＞		

災害時におけるマニュアル（火災・地震・風水害・防犯等）を作成、職員間で確認し、周知している。マニュアルは、毎年見直している。災害時における訓練は年間計画に基づいて実施されている。保護者等には、「重要事項説明書」で災害時の避難場所を知らせており、詳細に知らせている。富山市担当課にて『避難情報発令時における市立保育所の臨時休所の基準』が決められており、職員及び保護者等に周知している。食料や備品類等の備蓄リストを作成し、各保育室、事務室、調理室で種類別に備蓄され、定期的に賞味期限の確認も行われている。１１月に地区センターへ協力依頼し、１２月に災害時対応訓練を実施する予定である。近くに小学校、農協支所、地区センター等の施設があることから協力体制を整え、連携した訓練の取組に期待したい。

Ⅲ-２ 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-２-(１) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-２-(１)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 保育や支援の標準的な実施方法は、指導計画に基づいてデイリープログラムとして文書化されており全職員に配布し周知が図られている。保育の標準化をはかるために各種の手順書、マニュアルが整備され事務室及び保育室に設置され必要に応じ確認ができるようにしている。マニュアルや手順書の見直しは、５月ごろ行っているが、その都度見直しを行うこともある。保育を行う中で、デイリープログラムにある子どもたちの掃除の時間を危険のない時間に変更する等して適宜見直しを行っている。子ども一人ひとりの発達状況・特性等に配慮しながら、個別対応を重視し保育の一定水準が保てるように取組んでいる。		
41	Ⅲ-２-(１)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しは、年１回実施しており、日々の保育の中や職場会議等で振り返りを行い、必要に応じて実施している。定期的に実施している保護者アンケート（年５回）から、意見や要望を重視し保育に反映している。指導計画等については、立案から実施後まで毎月、「全体的な計画」は職場会議で年度末に協議されたことを評価し、次の計画に反映させている。今後もPDCAサイクルに沿い継続的に実施され、組織的な仕組みとなることに期待したい。		
Ⅲ-２-(２) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-２-(２)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 計画の作成にあたり、『児童票』（家庭状況・健康状況）を把握し、指導計画を作成している。加えて、保護者等に生活状況（生活リズム・睡眠・食事・排泄等）を事前に記載してもらい、保護者懇談会や登降時の対話、連絡帳等からも情報収集し作成を行っている。各担任が責任を		

もって指導計画を作成し、所長・副所長が確認のうえ助言・指導を行っている。職場会議では、調理員も指導計画作成に参加している。さらに必要に応じて、富山市担当課の保育士や栄養士、看護師に相談している。個別に支援を要する子どもについては保護者等のニーズも取り入れ、個別支援計画を作成し、担任、職員間で共通理解をしながら保育を行っている。今後はより正確な情報把握のため、より詳細なアセスメントを導入し、それを含めた手順や様式を定め、指導計画の作成にあたることが望まれる。

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
----	----------------------------------	----------------

<コメント>

「全体的な計画」をはじめ、全ての年間計画は年に2度の見直しが行われている。各種計画においても、定められた期間にその都度見直しをしている。保育経過記録『個人の重点』では、個人の計画として重点的に支援する内容を、年度当初に記入した。今年度は試行段階であり1年間の子どもの変化や成長を見て職員で、記入期日を決める予定である。保育をしていく中で子どもの姿に応じて変更や修正があった場合は、分かりやすく赤字で記載するようにしている。月間指導計画、週間指導計画は、担任が毎週評価・反省を記載し、所長・副所長が保育の実施状況を確認するようにしており、成果は青線、課題は赤線で色分けし次の計画に生かすようにしている。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ b ・c
----	--	----------------

<コメント>

一人ひとりの子どもの発達状況は、統一された様式である『児童票』の保育経過記録にデータで保存している。個別懇談会の内容や特記事項については『支援内容の変更特記事項』の様式データに保存している。記録する職員で記入方法に差異が生じないように指導しており『児童票』の保育経過記録については、富山市担当課から送付された『作成のポイント』を用いて記録している。個別に情報共有が必要な内容については、その都度職場会議で話し合っている。パソコン内の共有ファイルを通して、必要な時に情報共有や確認ができるようになっている。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
----	----------------------------------	----------------

<コメント>

個人情報に関わるものは、鍵付きの棚に保管している。事務室内のみで閲覧することを決めており、持ち出す際は「個人情報持ち出し記録」に記載している。富山市担当課作成の『ファイル基準表』に基づき保存・廃棄をしている。個人情報は『富山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び富山市情報セキュリティポリシー』に基づき適正な取り扱い、管理に努めている。個人情報の取り扱いについては「重要事項説明書」に明記されており、保護者等、職員に説明し周知している。行事で撮った写真の販売やメディア取材等における個人情報の取り扱いについては、年度当初に保護者等から承諾書を提出してもらい、意向確認を行っている。また突発的にメディア取材が入った際も、再度保護者等に確認を行っている。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
<コメント> 「全体的な計画」は、保育所の理念・方針・目標について職員間で確認し、子どもの発達段階や特性、地域性等を考慮し作成している。前年度正規職員で計画を見直し今年度正規職員で確認・修正を行い、会計年度任用職員にも周知している。富山市教育保育方針の『給食指導計画・保健指導計画』に基づき「食育計画」「保健計画」を作成し、毎月計画に沿って取組を行っている。全体的な計画の作成は、正規職員、会計年度任用職員全ての職員の参画のもと作成されることを期待したい。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<コメント> 保育室に温湿度計を設置して定期的に計測し、必要に応じて換気したり、加湿空気清浄機やエアコンを使用したりするなど、快適に過ごせるよう配慮している。子どもの動線に合わせ、棚の位置や遊びの空間を定期的に見直し、子どもが安全に落ち着いて遊べるよう配慮している。廊下に小動物の観察コーナーを設置するなど、少人数でもゆったりと活動できる空間を用意してある。乳児室は、食事と午睡の場所が分かれ、心地よく過ごすことができる環境を整備している。トイレチェック表を設置して、清潔に心がけ、トイレのドアには指はさみ防止カバーをつけるなど安全に配慮してあるが、うち履き、スリッパの履き替えがしやすいよう、また、トイレ前の廊下の使い方など、子どもが使用しやすいトイレ環境の工夫が望ましい。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<コメント> 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境等を把握し、職員間で情報共有しながら子どもが安心して自分の思いを表現できる雰囲気づくりを心がけている。言葉でうまく伝えられない場合は、表情や仕草などから子どもの思いを丁寧に受け止め、思いを汲み取り代弁するなどしている。子どもの人権や思いを尊重し、子どもの声に耳を傾け、個人差にも配慮して関わっている。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を全職員で行い、自身の子どもへの関わりを振り返るとともに、その結果から気づきを伝え合うなど話し合いの場を設けている。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<コメント>		

やってみようとする子どもの思いを大切に、根気強くゆったりとした気持ちで関わり、子ども自身の意欲を引き出している。子どもの生活リズムに合わせて睡眠や休息をとるなど、一人ひとりに応じた対応をしている。子どもが見やすい場所に活動の手順書を掲示、見通しをもって行動し、自分で確認しながら取組むことができるよう環境を整えている。基本的な生活習慣を身に着けることの大切さについて具体的にわかりやすく伝えている。子どもが納得して取り組むことができるよう、所持品の設置場所など使いやすく工夫されている。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
＜コメント＞ 子どもの興味や関心を把握し、必要な遊具や材料、廃材を準備して、子どもたちがイメージを膨らませながら遊びを展開できるよう工夫している。お店屋さんごっこでは年長児が中心となり意欲的に取組んでいる。異年齢での関わりが十分にできるよう担任間で声をかけあい、園庭やテラスを活用して遊んでいる。天気の良い日には、身体を動かして遊ぶことができる時間と環境を整えている。散歩で自然を感じたり四季の生き物や植物に触れ合ったりする機会を設けている。捕まえた昆虫や小動物を観察コーナーで飼育し、育て方等について子どもたちで調べられるよう図鑑を配置する等、興味、関心が深められるよう工夫している。集団生活でのルールや態度は、遊びや生活の場面を捉え知らせている。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 子どもの表情や発語、行動に対してタイミングよく応答し、愛着関係が築けるようゆったりとした一对一の関わりを大切にしている。家庭と連携して離乳食や睡眠時間等、一人ひとりの育ちに合わせた保育を行い、成長を共に見守っていけるような信頼関係づくりに努めている。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 自分でやりたいという気持ちを大切にし、一人ひとりのペースに合わせ、さりげなく手伝ったり満足感が味わえるよう見守ったりしている。好きな遊具を自分で取り出して遊べるように設定している。保育室に様々な手作り遊具を設定し、保育所内のいろいろな場所で過ごす時間を確保している。戸外遊びや散歩等で、自然物や虫、砂や水に触れるなどして探索意欲が高まるように工夫している。子どもの思いを受け止め、気持ちを代弁したり遊びを仲介したりして友達と過ごすことの楽しさが味わえるよう関わっている。また、3歳以上児と交流ができるよう、触れ合える場面を多く作ることを意識している。送迎時には、積極的に子どもの様子を保護者等に伝え、コミュニケーションを図り必要に応じ個別的に話を聞くようにしている。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法	a・b・c

	に配慮している。	
<コメント> 3, 4, 5 歳児の異年齢児クラスで生活している。異年齢の友だちと関わり、憧れや思いやりの気持ちを育んでいる。3 歳児の保育では、子ども一人ひとりの声に耳を傾け、安心して好きな遊びに取り組めるように関わっている。4 歳児の保育では、友だちとの関わりが経験できる集団遊びを計画し、遊びの楽しさが味わえるよう工夫している。5 歳児の保育では、意欲的に自分の考えを伝えるなど、友だちと協力して活動に取り組めるよう配慮している。 また、子どもの発想から、年長児を中心に夏の家族旅行やお祭り、家族と外食した経験などをもとに、廃材でのハンコ作り、魚釣り、寿司作りなど、年齢ごとに役割をもち遊びを展開している。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 個別に年間指導計画を作成し、長期的に見通しをもって保育している。個別に配慮が必要な子どもが通っている療育機関と連携を取り、保育所での様子を見てもらい、支援や関わりについてのアドバイスを受け保育に生かしている。障害児等療育支援事業での助言は、職場会議で職員へ周知し、同じ関わりができるよう配慮している。保護者等には細やかに保育の様子を伝え、必要に応じ面談の機会を設ける等、子どもの様子を共有しながら同じ方向性で子どもに関わるように配慮している。また、保護者等の相談に応じ、相談機関などの情報を提供している。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 在園時間が長い場合は、子どもがゆったりと落ち着いて過ごすことができる環境を整え、定期的に遊具の見直しを行っている。年長児を中心にどんな遊びがしたいかなどの要望を聞きながら、職員間で話し合い環境設定をしている。異年齢児が一緒に活動できるよう、活動の空間を分けて安全に過ごせるよう配慮している。また、人数に見合ったスペースの確保や職員配置の工夫をしている。子どもが適宜水分補給できるようにお茶の準備がある。子どもの様子や伝達事項は、「登降所確認表」に記入し、担当の保育士に確実に伝え、保護者等への伝達漏れがないようにしている。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<コメント> 小学校との連携については「令和6年度 単年度事業計画」に、災害時の協力要請や小学校見学、交流活動の計画を記載し取組んでいる。5年生との交流を定期的に行い、また、小学校で使用している給食用食器で食事するなど、小学校に親しみが持てるようにしている。富山県が作成している安心子育てリーフレット『きときと1年生』が就学時健康診断で配付され、就学への期待や小学校生活に見通しがもてるようになっている。就学に向けての対応は、心配事などを保護者等と話し合い、学校見学や相談ができるようにしている。個別に配慮が必要な子どもについては、学校職員が子どもの様子を見に来るなど、職員と連携して取組ん		

でいる。『保育所児童保育要録』は、担当保育士が子どもの育ちを話し合い確認しながら記載し、小学校への引継ぎがスムーズにできるよう作成している。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 『富山市教育・保育方針の保健指導計画』に基づき「保健計画」を作成している。学校欠席等感染情報システムの情報は毎日確認し、必要に応じ保護者等にリアルタイムで提供している。保育所で体調を崩した場合は、速やかに保護者等に知らせ「健康状態経過観察記録表」に記入し、その後の家庭での様子も確認している。0, 1 歳児は、SIDS（乳幼児突然死症候群）チェック表を活用し、午睡中の呼吸や体位の確認、うつぶせ寝の危険防止に努めている。玄関に保健コーナーを設置し、毎月の保健計画の目標・活動内容、感染症情報、定期予防接種スケジュール等の情報提供をしている。また、保育所や地域で流行っている感染症等についても情報提供し、毎日の感染症状況もボードにて知らせている。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・㉓・c
＜コメント＞ 「保健計画」に基づき、内科健診、歯科健診を行っている。健診結果（歯科健診を含む）は、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で保護者等に伝え、治療が必要な場合は、受診を勧めている。また、健診結果は『児童票』に記載し、集計結果は職員に周知している。歯科健診結果を踏まえ、視覚教材を使って歯の大切さ、歯磨きのポイントについて知らせている。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 乳、卵、ナッツ等のアレルギーをもつ子どもが多数在籍し、毎朝のミーティングで献立、代替食について確認し職員で把握している。アレルギー食について伝達・復唱し、盛り付け時、検食時、受け渡し時、提供時の4重チェックをして確認の徹底をしている。『富山市保育所・認定こども園における食物アレルギー対応の手引き』に基づき、担任が保護者等と面談を行い「食物アレルギー面談記録表」「食物アレルギー対応プラン」「アレルギー緊急時個別対応票」を作成している。食事は、医師が記載した「保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき完全除去食で提供している。アレルギーをもつ子ども専用の食器・お盆・食札・テーブルを使って区別し、安全に食事できるよう配慮している。また、クラス全体にアレルギー食材や代替食について知らせ、違いが分かるように取組んでいる。エピペンの使い方については、年1回エピペントレーナーを用いて全職員で練習を行っている。アレルギー対応研修では、新しい情報や学びを全職員で共有している。保育所での対策は徹底して行われているが、家庭から持ち込まれる主食にアレルギー物質があるかないかを把握することは難しく、より一層の保護者等の協力と保育所での確認・最終点検が望まれる。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・㉓・c

<コメント> 『富山市教育・保育方針の給食指導計画』に基づいた「食育計画」を作成し、調理員と連携を図り食育を進めている。調理員が視聴覚教材を用いて『にほんのあじめぐり』をテーマに話をするなど、食に関心がもてるように工夫している。年長児を中心に野菜作りをしている。収穫した野菜は、給食に入れてもらい、自分たちで育てた食材をいただく喜びを味わっている。食材の皮むきや房分けなどを体験し、食に関心がもてるよう、また、調理する人への感謝の気持ちが育つようにしている。3歳以上児は、バイキング形式で各自盛り付け、量の調節ができるよう工夫している。0・1歳児は、保護者等と連携を取り、安全に楽しく食事ができるよう食事の量に配慮されているが、机の高さやスプーン・フォークの形状、大きさなど、一人ひとりの子どもに寄り添った取組みの工夫が期待される。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<コメント> 子どもの発達や食事の様子に応じて食材の切り方、調理方法を考慮し給食を提供している。一人ひとりが食べられる量や好き嫌いを把握し、職員間で情報共有している。食事の様子から気づいた点を「献立検討記入用紙」に記載して富山市担当課の栄養士に報告し、調理業務に反映している。富山市担当課の栄養士が作成した献立は、七夕やクリスマス、ひな祭り等、季節や行事にあった献立となっている。また、保育所の畑で採れた新鮮な野菜で旬を感じられるよう工夫している。調理員も子どもと一緒に食事をし、喫食の状況を把握して調理の振り返りを行い『富山市保育所給食衛生管理マニュアル』に基づき、チェックリストをつけ衛生管理の徹底に努めている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<コメント> 玄関壁面に、保護者等に伝えたい子どもの姿を掲示し、子どもの育ちに気づいてもらうための取組を行っている。日々の子どもの遊びや生活の様子は、ドキュメンテーションとして掲示し、日頃送迎できない保護者やゆっくり見ることのできない保護者には、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』で配信している。保育の意図や保育方針等は、保育参観や個別懇談会、クラスだよりや保育所だより、『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』を通して保護者等に伝えている。個別懇談会の内容や連絡帳、会話での相談等を記録して支援につなげている。子どもが楽しいと思える保育所での生活の様子など、今後も保護者等と共有できるよう、いろいろな工夫が期待される。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c

<コメント> 送迎時には、所長を中心に保護者等の気持ちに寄り添い、コミュニケーションを大切にしながら信頼関係を築いている。保護者等からの意見や要望には、その都度丁寧に対応し、必要に応じて「保育所の苦情受付システム」に従い、第三者委員から助言を受けられる体制が整っている。担任が相談を受けた際には、随時、上司に報告しアドバイスを受け対応している。玄関には、個別相談申し込み票や意見箱が設置しており、いつでも対応できるようになっている。		
A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<コメント> 『富山市虐待防止マニュアル』に基づき、全職員で観察ポイントを周知し、早期発見、早期対応に努めている。日々の健康観察や着替え、毎月の身体測定等で子どもの身体の状態を見て確認している。また、子どもの表情や保育所での様子、保護者の言動、連絡帳の記載内容等、気になる点に留意し、虐待の兆候を見逃さないようにしている。一人ひとりの家庭環境を把握して変化があった場合には状況を確認している。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<コメント> 富山市の『業績評価書』に基づき、各自業務の達成目標、行事計画を立てている。行事等は、職場会議で気づきや課題について話し合い、次に生かしている。自園研修では子どもに寄り添うことで気づきや発見を明確にしている。保育士は『自己評価票（第三者評価）』『人権擁護のためのセルフチェックリスト』『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』等を用いて自分の保育を見直し、自身の課題を明確にしている。また、その課題について職員間でアドバイスを行うことで、互いに高め合い改善に努めている。		